

港区立保育園給食調理業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区立保育園給食調理業務委託事業候補者は、区立保育園給食調理業務等の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区立保育園給食調理業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、保育園給食に求められる業務内容を基準として書類審査を実施します。見積金額は、選考項目の一つですが、提案された体制・事業内容における適正金額かを評価するものです。必ずしも最低価格をもって決定にはなりません。第二次審査に進む第一次審査合格者を上位2～3者程度決定します。

なお提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

第一次審査結果は、令和5年10月30日（月）までに、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

(2) 第二次審査（試食審査、試食作業工程表審査及びプレゼンテーション審査）

第一次審査で選考された事業者について実施します。試食審査では、給食調理の技術等を確認するために、保育園給食献立の中から、選考委員会が指定する品目を調理し、持参していただきます（2品程度）。また、提供していただいた品目について、試食作業工程表を提出していただきます。

プレゼンテーション審査には、配属予定の業務責任者が参加することとし、複数園応募する場合は、それぞれの園に配属予定の業務責任者が参加してください。なお、プレゼンテーション審査の参加者は、配属予定の業務責任者を除き最大3名までとし、そのうち1名は本部の指導栄養士としてください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です。（説明10分、質疑20分程度）

プレゼンテーションでは、パソコンの使用（プロジェクターの投影）や追加資料の配布は不可とします。

ア 実施日時

令和5年11月20日（月）13:00～17:00

イ 実施場所

新橋区民協働スペース

ウ 結果通知

令和5年11月24日（金）までに、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。
 なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
実施体制の的確性 (組織体制)	・事業者として保育園給食を提供することに適した組織体制か。
実施方針の的確性 (基本方針)	・保育園での給食業務に関する基本方針が適切に示されているか。 ・乳幼児の健康管理、増進の視点を持ち、きめの細かい対応の提案があるか。
実施体制の的確性 (業務の実施)	・保育園との協力体制がとれているか。 ・着実な業務遂行のための体制・仕組が整っているか。 ・本社等と連携がとれているか。また、平常時・緊急時ともに本社等からの支援体制が整っているか。 ・社員の平均勤続年数やパートの比率、社員・パートの定着率はどうか。また、定着率の向上に取り組んでいるか。
衛生管理	・衛生管理の重要性を認識し、HACCPに基づいた衛生管理のプログラムを組織的に構築しているか。 ・衛生管理マニュアルが整備されているか。
人材育成	・保育園給食における基本的な調理技術を備えているか。 ・適切な従業者への教育指導又は訓練の体制及び研修体制（離乳食、アレルギー食等）は整っているか。
食育	・食育への取組はどうか。 ・職員へ食育のプログラムの研修が取り入れられているか。
アレルギー対応	・アレルギー誤食の事故実績、内容 ・食物アレルギー事故を起こさない取組は十分か。 ・食物アレルギー発生後の適切な仕組があるか。
食中毒等の対応	・食中毒、異物混入等の事故実績、内容 ・異物混入の現状を把握しているか。 ・行政指導の有無、内容 ・事故が起こった際の対応方法について、マニュアル等で規定されているか。
履行評価	・港区立保育園における直近の業務履行状況はどうか。 (港区業務履行評価に関する要綱または保育園給食調理業務委託事業者の契約更新基準に基づく令和5年度業務履行評価結果) ※令和5年度の業務履行評価の対象でない者については、評価結果「普通」に該当するものとして扱います。
専門技術力（実績）	・23区内で保育園給食調理業務の実績があるか。
見積価額	・見積金額の妥当性

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
≪試食審査≫ 出来栄え・味	<ul style="list-style-type: none"> ・硬さは適切か。 ・火の通りはよいか。 ・出来栄え・味付けはよいか。
≪試食作業工程表審査≫ 業務内容の理解度 専門技術力の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・作業工程表の内容は適切か。 ・衛生管理は適切か。
≪プレゼンテーション審査≫ 業務趣旨の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・区が本業務を実施する目的及び考え方を理解できているか。
提案の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。 ・業務責任者等が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。
安全対策・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策や危機管理対策について、社内でルールや対応方法を周知徹底し、現場従事者が対応できる体制を有しているか。
事業への意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性にとんだ誠実な遂行が期待できるか。

※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1です。

※第一次審査通過後は、辞退することはできません。

4 地域貢献活動項目の評価

(1) 区内事業者優遇について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「原則として区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

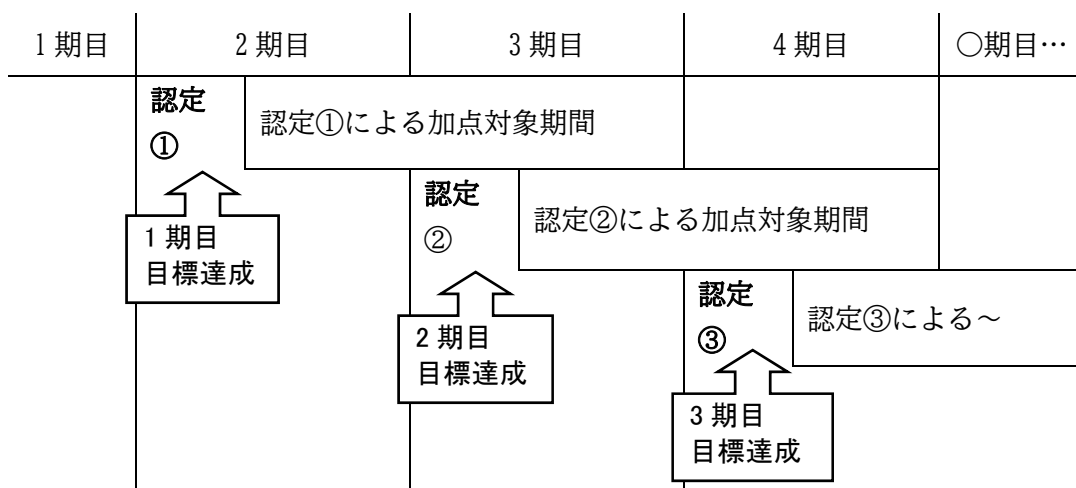
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等
国（厚生労働省）が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定（または、プラチナえるぼし認定）」を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できるえるぼし認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価について

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件および提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮の評価について

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証に限る。）、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証に限る。）、又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動の評価について

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和 5 年 8 月 29 日（火）に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和 5 年 9 月 29 日（金）をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。
- (4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一審査では、提出された企画提案書等に基づき、

上記3（1）記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い2～3者程度を選考します。第二次審査では、試食審査、作業工程表審査により、給食調理の技術等を確認し、プレゼンテーション審査により、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

6 審査結果の公表等

- （1）選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- （2）審査結果は全参加事業者に文書で通知します。
- （3）第一次審査及び第二次審査の結果については、港区公式ホームページに公表します。

なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。